

記 録

令 和 6 年 6 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和6年7月1日（月）

記 録

令和6年6月農業委員会定例総会議事録

令和6年6月農業委員会定例総会を令和6年7月1日（月）午後3時から  
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
6番	山本孝志	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

欠席委員（1名）

5番 平野直樹

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	北住英介	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

3番 甲斐 英教 委員

9番 治田 健 委員

### 日程第2

- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第36号 非農地証明願いについて
- 
- 報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第27号 農地改良届について
- 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第30号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

3 番

9 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長   ただいまから、令和 6 年 6 月日向市農業委員会定例総会を開会します。  
           日程第 1 議事録署名委員については、3 番甲斐英教委員、9 番治田健委員を  
           指名します。よろしくお願ひします。  
           次に、日程第 2 議案審議に入ります。  
           議案第 3 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。  
           事務局から説明をお願いします。

事務局   受付番号 1 3、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 1 0 7 ㎡です。譲受理由、譲  
           渡理由ともに交換による所有権移転です。  
           所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。  
           受付番号 1 4、土地の所在地は財光寺、畑が 6 筆で 3, 1 1 2 ㎡です。譲受  
           理由は新規参入、譲渡理由は農業廃止です。売買による所有権移転で、所有権  
           移転後は、野菜や花きを栽培されると伺っています。  
           受付番号 1 5、土地の所在地は塩見、田が 1 筆で 5 5 4 ㎡です。譲受理由は  
           相手方の要望、譲渡理由は農業廃止です。売買による所有権移転で、所有権移  
           転後は、水稻を作付されると伺っています。  
           受付番号 1 6、土地の所在地は平岩、田 1 筆、畑 1 筆で合計 3 5 4 ㎡です。  
           譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転で  
           す。所有権移転後は、野菜、花き、果樹を栽培されると伺っています。  
           受付番号 1 7、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 6 7 4 ㎡です。譲受  
           理由、譲渡理由は贈与です。所有権移転後は、野菜を栽培されると伺っていま  
           す。  
           受付番号 1 8、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 5 1 4 ㎡です。譲受  
           理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止です。売買による所有権移転で、所有権  
           移転後は、水稻を作付されると伺っています。  
           受付番号 1 9、土地の所在地は幸脇、畑 1 筆で 3 8 6 ㎡です。譲受理由は規  
           模拡大、譲渡理由は耕作不便で、売買による所有権移転です。所有権移転後  
           は、野菜を栽培されると伺っています。  
           受付番号 2 0、土地の所在地は東郷町坪谷、田が 5 筆で 3, 0 9 5 ㎡です。  
           譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。売買による所有権移転  
           で、所有権移転後は、水稻を作付されると伺っています。  
           受付番号 2 1、2 2 は関連がありますので併せて説明します。土地の所在地  
           は富高、田 3 筆で合計 3, 0 1 8 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は耕  
           作不便で、売買による所有権移転です。所有権移転後は、果樹を栽培されると  
           伺っています。  
           全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には  
           該当いたしません。  
           以上 1 0 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長   番号 1 3 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員   3 0 番委員です。本人にも聞きましたが、別に問題ないと思います。

議長   次に、番号 1 5 担当の 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 9 番委員   1 9 番委員です。別に問題ありません。

議長   次に、番号 1 7 担当の 2 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 20番委員 20番委員です。別に問題ありません。
- 議長 次に、番号18担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 24番委員 24番委員です。別に問題ありません。
- 議長 次に、番号19、21、22担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。特に問題ありません。
- 議長 次に、番号20担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見等はありませんか。  
無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号については許可することに決定します。  
次に、議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で163㎡です。転用目的は作業所・車両駐車場で、追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要なることを知らず、平成16年頃から作業所及び車両駐車場として利用していたということで始末書も提出されています。雨水は北側道路側溝へ排出し、生活雑排水等もありません。また、追認のため他に資金も必要ないため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。  
以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 番号3担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22番委員 22番委員です。特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見等はありませんか。  
特に無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号については承認することに決定します。  
次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 受付番号 11、土地の所在地は日知屋、田が 4 筆で 1,554.79㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場です。追認とありますとおり、現況は雑種地となっています。所有者にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要なことを知らず、昭和 45 年頃に埋め立て、倉庫を建設していたということで顛末書が提出されています。
- 申請者は道路掘削工事業を営んでおり、資材置場として利用できる土地を探していたところ、売買がまとまり申請に及んだものです。雨水は東側水路に排出し、生活雑排水はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。
- 受付番号 12、土地の所在地は東郷坪谷、田が 3 筆、畑が 4 筆で合計 3,707㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は植林です。議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。
- 申請人にお話を伺ったところ、50 年以上前に農地法の申請が必要なことを知らず植林等を行っていたということで始末書が提出されています。
- 雨水排水は敷地内自然浸透で行い、資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。
- 受付番号 13、土地の所在地は美々津町、畑が 1 筆で 20㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅進入路です。議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。
- 申請人にお話を伺ったところ、譲受人の亡き父が農地法の申請が必要なことを知らず、昭和 47 年に隣接地に住宅を建てた頃から進入路として利用していたということで始末書が提出されています。
- 雨水は北側隣接の道路側溝へ排出し生活雑排水はありません。また、資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。
- 以上 3 件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 番号 11 担当の 16 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16 番委員 16 番委員です。先月の 27 日の日に現地調査に行きました。今の事務局からの説明のとおりで、別に問題はないと思われま。
- 議長 次に、番号 12 担当の 29 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29 番委員 29 番委員です。事務局から説明のあったとおりで、特に問題ないと思いません。
- 議長 次に、番号 13 担当の 22 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22 番委員 22 番委員です。問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
特に無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号については承認することに決定します。  
次に、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号17、土地の所在地は富高、田が4筆で1,787.61㎡です。賃貸借権の再設定で、期間は令和6年8月1日から10年間、賃金は反当6,000円です。  
番号18、土地の所在地は富高、田が3筆で1,833㎡です。賃貸借権の再設定で、期間は令和6年8月1日から5年間、賃金は反当6,000円です。  
以上2件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号については原案のとおり承認することに決定します。  
次に、議案第35号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号30、土地の所在地は平岩、畑が4筆で合計762㎡です。  
売買による所有権移転で、所有権移転時期は令和6年7月3日です。  
譲受人は施設園芸を営む認定農業者で、規模拡大をして花きを栽培されると伺っています。  
受付番号31、土地の所在地は美々津町、田が1筆で894㎡です。  
宮崎県農業振興公社の売買事業を活用したもので、5年前に譲受人から申請があり公社が当時の所有者から購入し、譲受人に貸し付けていた農地について、期限がきたため購入するものです。所有権移転時期は令和6年7月23日です。  
以上2件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 番号30担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。特に問題ございません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見等はありませんか。  
特に無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号については承認することに決定します。  
次に、議案第36号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

記 録

- 事務局 受付番号9、土地の所在地は幸脇、田が1筆で326㎡です。  
申請地は原野となっており、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。  
受付番号10、土地の所在地は東郷町坪谷、畑が3筆で735.61㎡です。  
申請地は山林及び原野となっており、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。  
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 番号9担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 27番委員 27番委員です。特に問題ないと思います。
- 議長 次に、番号10担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見等はありませんか。  
特に無いようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号については、証明書を交付することに決定します。  
以上をもちまして、議案の審議を終了します。  
続きまして、報告第25号から30号までについて、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 最初に、報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書37ページから39ページまでです。  
届出件数は2件、土地は田2筆、畑2筆で面積は1,185㎡です。  
転用目的につきましては、共同住宅等であります。  
次に、報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書40ページから48ページまでです。  
届出件数は17件、土地は田12筆、畑8筆で面積は7,901.53㎡であります。  
転用目的につきましては、個人住宅等であります。  
次に、報告第27号農地改良届についてです。議案書49ページから50ページまでです。  
届出件数は2件、土地は田1筆、畑1筆で面積は1,490㎡であります。  
農地改良であり、既に事務局で届出を受理していることを御報告いたします。  
次に、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書51ページから52ページまでです。  
届出件数は1件、所有権の相続であり、土地は田1筆、畑3筆で面積は2,695.14㎡であります。  
次に、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書53ページから61ページまでです。  
通知件数は10件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田44筆で面積は17,643㎡であります。

## 記 録

- 事務局長 以上、報告第25号から報告第29号までについて、既に事務局で届出を受  
理し、専決処分していることを御報告いたします。  
最後に、報告第30号農地転用許可申請後の許可状況報告についてでありま  
す。議案書62ページから63ページまでです。  
令和6年4月の定例総会で可決した農地法第4条及び第5条申請2件につい  
て、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。
- 議長 事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。  
特に無いようですので、報告案件を終了します。  
以上を持ちまして、令和6年6月日向市農業委員会定例総会を閉会します。